

富津市子ども・子育て支援事業計画 第Ⅰ期

～いいじゃないか！ふっつ～



平成27年3月

富 津 市

ごあいさつ



本市では、平成17年に次世代育成支援推進法に基づく「富津市次世代育成支援行動計画 いいじゃないか！ふっつ」を策定しました。以後、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を前期・後期計画を通じて“市民自身の行動”と“協働”を支えとする次世代育成を推進してきました。

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まります。本市でも新制度施行に向け、幼児期の学校教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みとその確保方策を定めた本計画を策定しました。

また、本計画は、富津市次世代育成支援行動計画（後期）が終了することから、次期次世代育成支援行動計画と一体のものとして策定しました。

今後は富津市次世代育成支援行動計画の基本理念を継承し、「安心して子育てできるまち」をさらに推進してまいります。

本計画の策定にあたり、多くのご意見をいただいた市民の皆様や貴重なご意見やご提言をいただきました富津市子ども・子育て会議委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

富津市長 佐久間 清 治

【目次】

第1章 計画策定の意義	1
1-1. 計画策定の趣旨.....	1
1-2. 計画の位置づけ.....	2
1-3. 計画期間.....	3
1-4. 計画の策定.....	3
第2章 本市の子ども・子育てをめぐる環境	4
2-1. 人口、世帯、人口動態等.....	4
(1) 人口・世帯の推移.....	4
(2) 人口動態.....	4
(3) 年齢別人口.....	5
(4) 合計特殊出生率.....	5
(5) 核家族世帯、子どものいる世帯.....	6
(6) 女性労働力率.....	6
2-2. 将来人口の見通し.....	7
2-3. ニーズ調査からみた子育ての状況.....	8
(1) 調査の概要.....	8
(2) 調査結果.....	9
2-4. 本市の子ども・子育て支援の課題.....	19
(1) 子育ての不安感、負担感の解消.....	19
(2) 保育サービスの充実.....	19
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現.....	19
(4) 支援の必要なすべての子どもへの対応.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
3-1. 計画の基本理念.....	20
3-2. 計画の基本目標.....	21

第4章 事業計画	23
4-1. 教育・保育提供区域の設定	23
4-2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	24
(1) 本市の状況.....	24
(2) 保育の必要性の認定区分	25
(3) 見込み量の推計	25
(4) 教育・保育提供区域別の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	26
4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	28
(1) 利用者支援事業	29
(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	29
(3) 妊婦健診	30
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	30
(5) 養育支援訪問事業	31
(6) 子育て短期支援事業	31
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	31
(8) 一時預かり事業	32
(9) 延長保育事業	34
(10) 病後児保育事業.....	35
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	36
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	37
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	37
4-4. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策....	38
(1) 認定こども園に係る基本的な考え方	38
(2) 地域型保育の導入	38
(3) 教育・保育に係る関係機関の連携	38
4-5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	38
4-6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	39
(1) 児童虐待防止対策の充実	39
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	39
(3) 障がい児などの支援	39
4-7. 職業生活と家庭生活との両立の推進	40

第5章 子ども・子育ての施策	41
5-1. 施策の体系.....	41
5-2. 成長段階ごとの施策.....	42
1 妊娠期・出産期.....	42
(1) 妊産婦・新生児の健康支援.....	42
2 乳児期・幼児期.....	43
(1) 子どもの健康支援.....	43
(2) 保育サービスの充実.....	44
3 学齢期・思春期・活動期.....	45
(1) 学校教育の推進と地域社会との連携.....	45
4 育児期全般.....	47
(1) 地域における子育て支援.....	47
(2) 児童虐待防止対策.....	49
(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援.....	50
(4) 経済的負担の軽減.....	53
(5) ひとり親家庭の支援.....	53
第6章 計画の推進体制	54
6-1. 市民、関係機関等との連携.....	54
6-2. 計画の実施状況の分析・評価.....	54
参 考 資 料	55
資料1. 計画策定の経過.....	56
資料2. 富津市子ども・子育て会議設置条例.....	58
資料3. 富津市子ども・子育て会議委員名簿.....	60

第1章 計画策定の意義

1-1. 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進展、待機児童の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るために「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

また、平成27年3月までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法が改正され、10年間延長されたことから、本計画を次世代育成支援行動計画と一体のものとして策定することとしました。

本市の「子ども・子育て支援事業計画」は、このような国の動向、本市のこれまでの次世代育成支援対策の取り組み状況を踏まえ、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期並びに次世代育成支援行動計画の主要施策を定めることで、市民の様々なニーズに responding していくための事業計画として策定するものです。



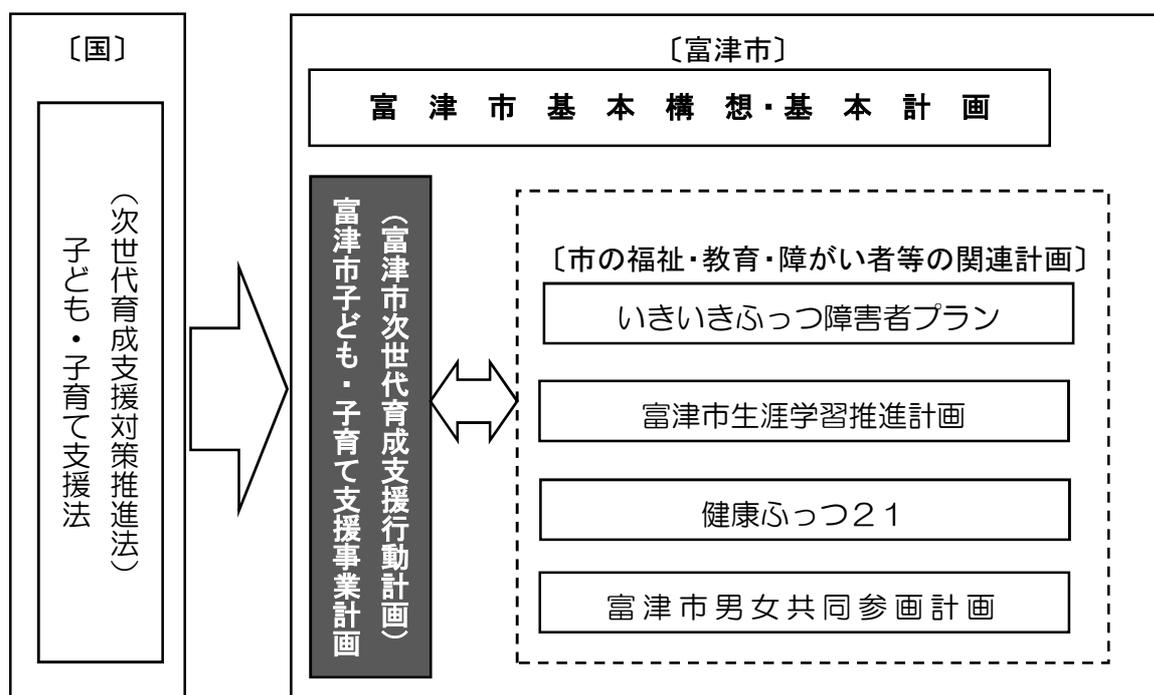
1-2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定めています。

子ども・子育て支援法により記載する必要がある事項に加え、本市の「富津市基本構想」をはじめ、関連する福祉、教育、障がい者等の関連計画と連携・整合を図りながら策定していきます。

また、この計画は、富津市次世代育成支援行動計画の後継としても位置付けられています。

【計画の位置づけ】



1-3. 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間をⅠ期として策定します。

なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況、成果について、年度ごとに分析・評価をしていきます。



1-4. 計画の策定

本計画は、平成 25 年 12 月に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、子ども・子育て支援法第 77 条の規定により設置し、保護者、事業主・労働者の代表者、関係する事業の従事者、学識経験者で構成する「富津市子ども・子育て会議」での意見の聴取、パブリックコメントを通して、広く市民の方の意見をお聞きして策定したものです。

なお、各施策の実施状況の分析・評価を行い、「富津市子ども・子育て会議」等の意見を聴きながら、必要に応じ、計画の修正を行います。



第2章 本市の子ども・子育てをめぐる環境

2-1. 人口、世帯、人口動態等

(1) 人口・世帯の推移

過去20年の人口と世帯数の推移をみると、人口は平成7年をピークに減少し続け、その後は減少し、平成25年では約47,000人となっています。

世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

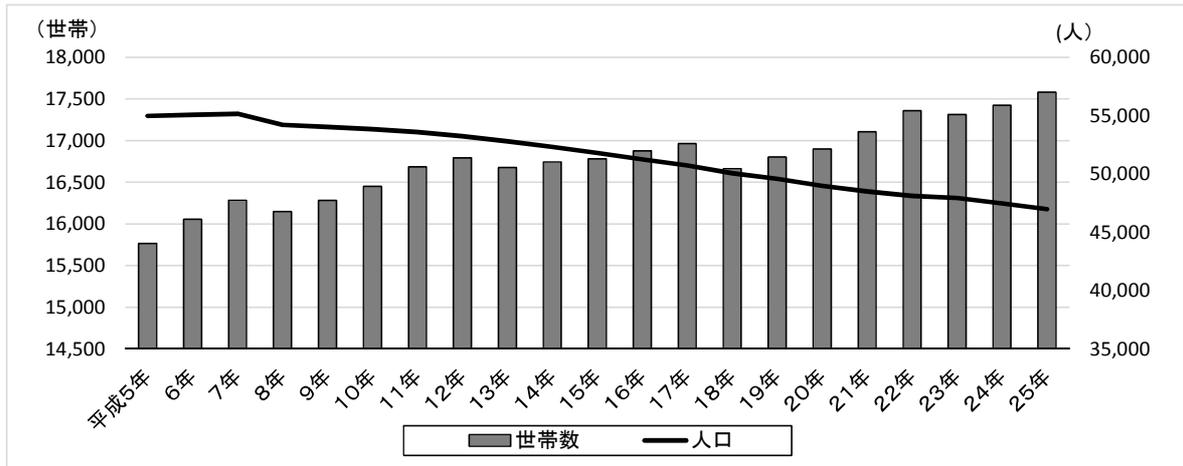


図 人口・世帯数の推移（資料：千葉県毎月常住人口調査）

(2) 人口動態

過去20年の人口動態をみると、自然増減、社会増減ともに減少傾向が続いています。

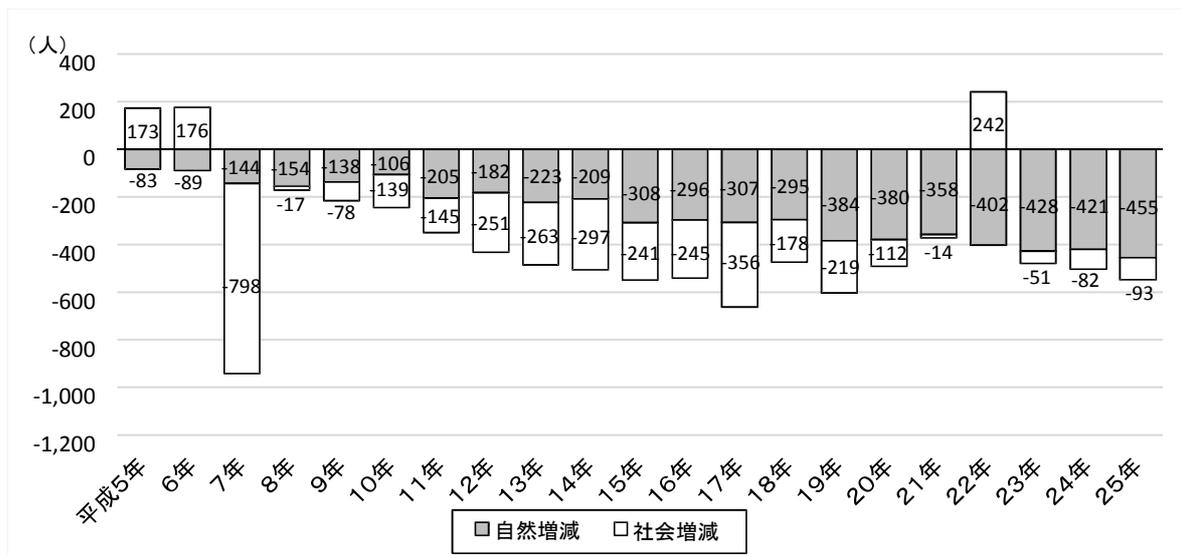


図 人口動態の推移（資料：千葉県毎月常住人口調査）

※自然増減：出生数から死亡数を差し引いたもの

社会増減：転入数から転出数を差し引いたもの

(3) 年齢別人口

年齢別人口をみると、14歳以下の人口、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあり、老年人口は平成22年で30%に近づいています。

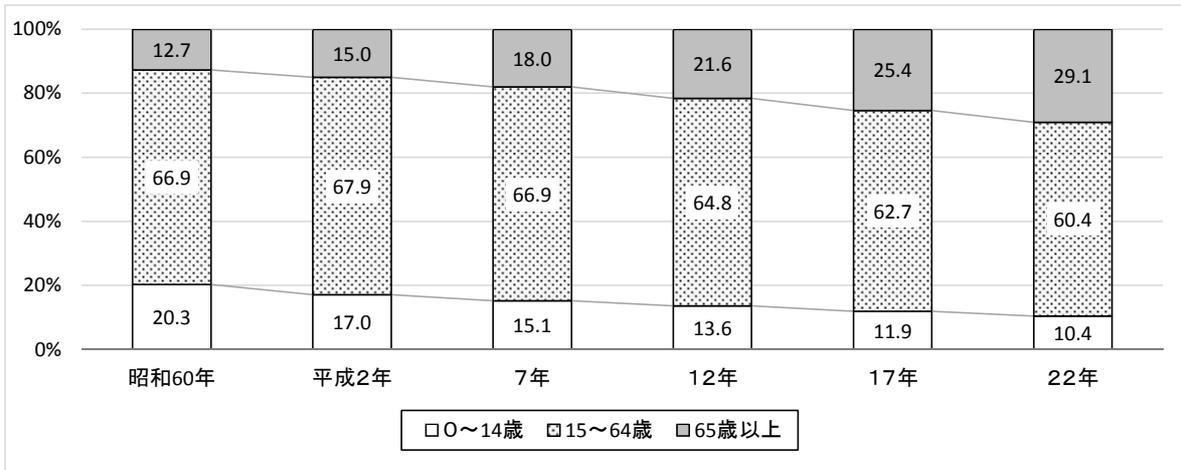


図 年齢別人口の推移（資料：国勢調査）

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率を比較すると、全国では緩やかな増加傾向にあり、本市では、平成25年で1.06となっています。

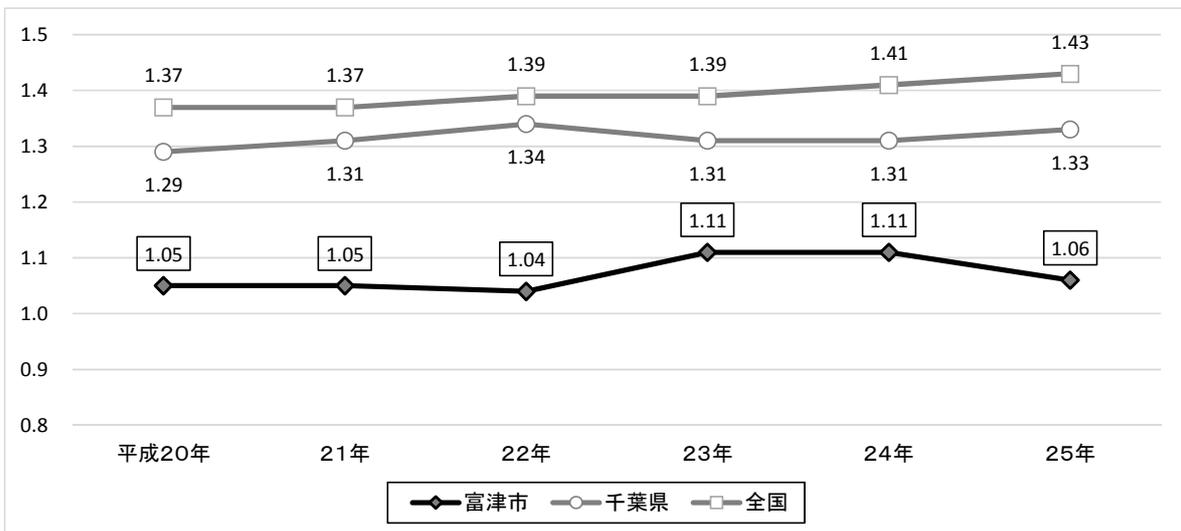


図 人口・世帯数の推移（資料：千葉県人口動態調査）

※合計特殊出生率：出産可能年齢（15歳～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものの。

(5) 核家族世帯、子どものいる世帯

核家族世帯及び子どものいる世帯の推移をみると、核家族率はほぼ横ばいとなっていますが、子どものいる世帯は減少傾向が続いています。

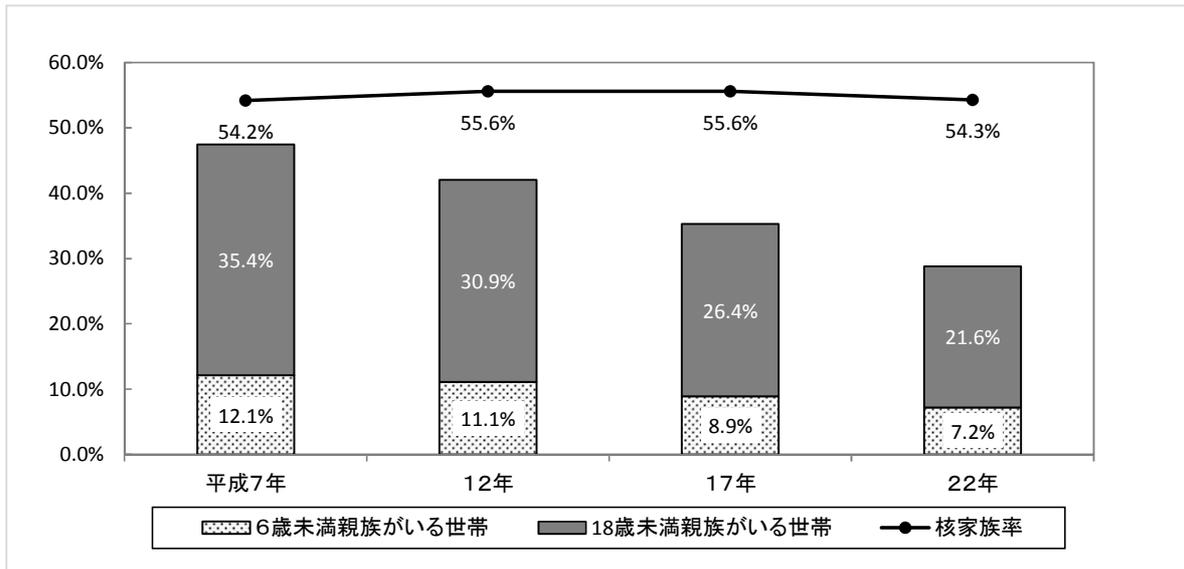


図 核家族率、子どものいる世帯 (資料：国勢調査)

(6) 女性労働力率

年齢別女性労働力率をみると、ゆるやかなM字型曲線を描いていますが、千葉県と比較すると、20歳代から30歳代の労働力率が高くなっています。

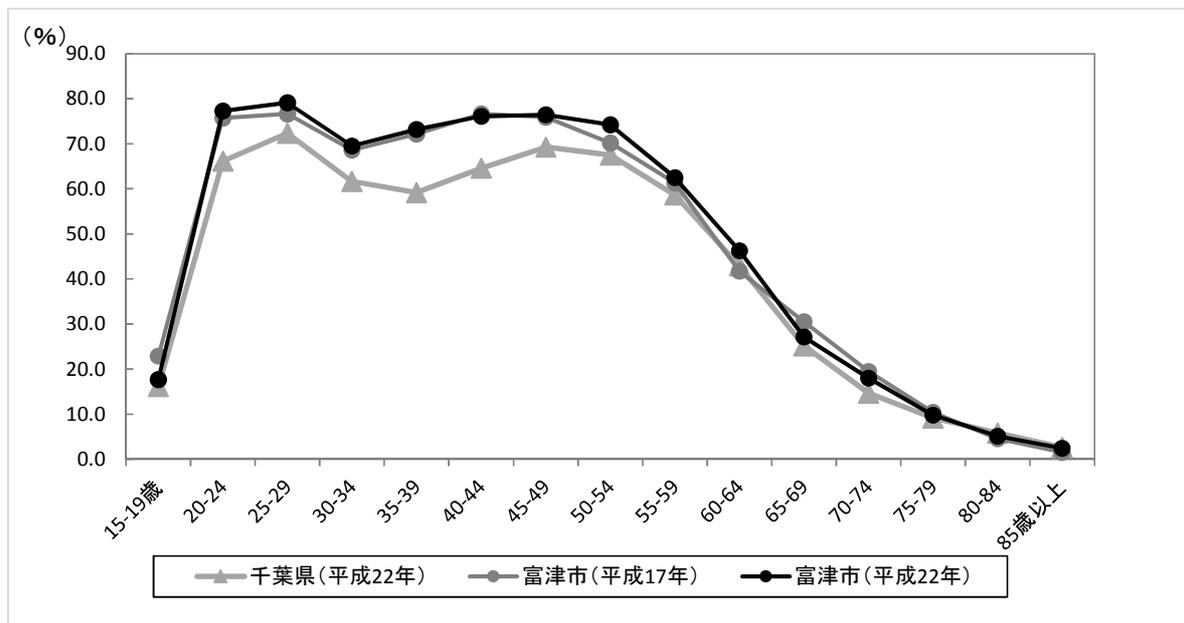


図 年齢別女性労働力率 (資料：国勢調査)

2-2. 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）による本市の人口の見通しをみると、総人口は平成 32 年で約 43,000 人と予想されます。

年齢別人口をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は低下する一方で、老年人口（65 歳以上）は増加が見込まれており、少子高齢化が継続すると予想されます。

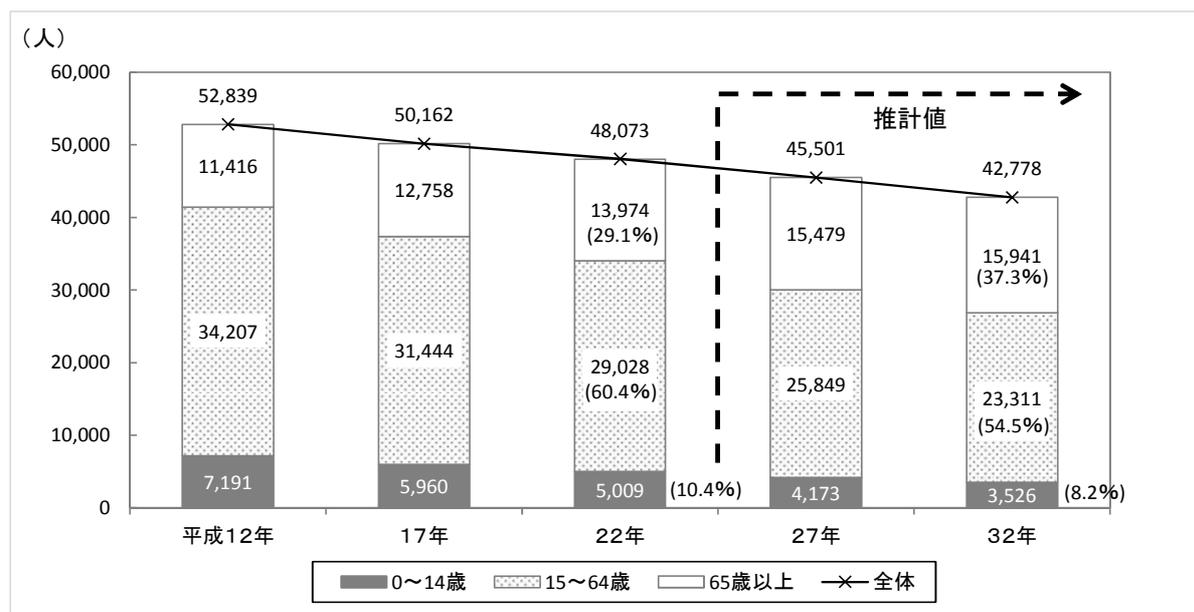


図 総人口および年齢別人口の推計

※「年齢不詳」があるため年齢別人口の合計と全体が一致しない年がある

2-3. ニーズ調査からみた子育ての状況

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て家庭のニーズを把握するため、「就学前児童」「小学校1・2年生」の保護者を対象にアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

①就学前児童

・実施方法

調査対象者	就学前児童を持つ保護者
調査時期	平成25年12月～平成26年1月
調査件数	1,000件
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業などに関する設問

・配布、回収状況

区分	就学前児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率
市全域	1,000件	511件	51.1%

②小学生（1年生、2年生）

・実施方法

調査対象者	小学校1・2年生の子を持つ保護者
調査時期	平成25年12月
調査件数	613件
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方などに関する設問

・配布、回収状況

区分	就学前児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率
市全域	613件	556件	90.7%

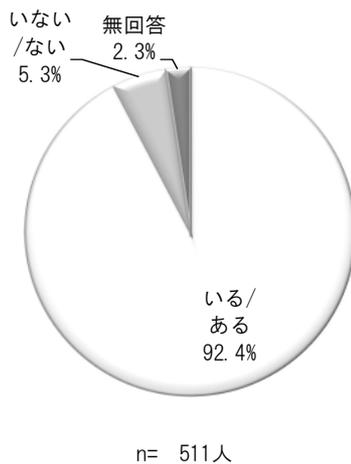
(2) 調査結果

①悩みの相談相手

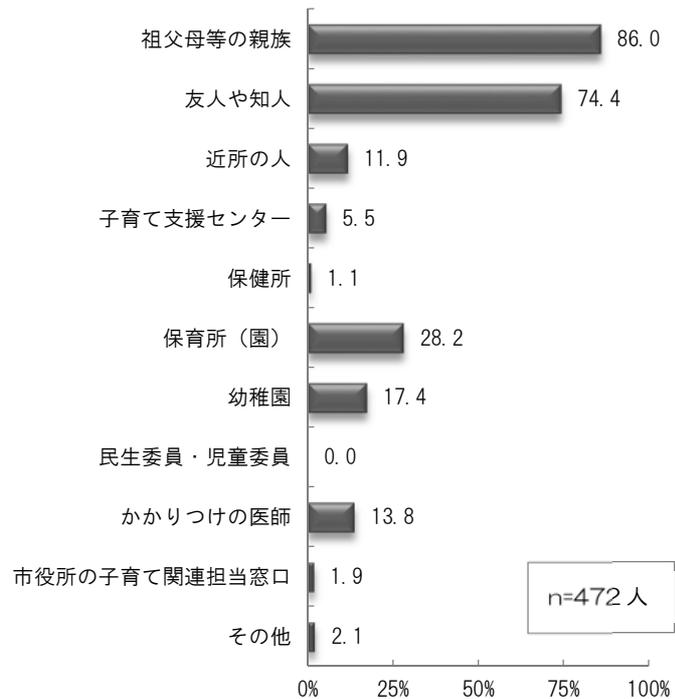
【就学前児童】

- 相談先は「祖父母等の親族」が8割台半ばを占め最も高く、次いで「友人や知人」が7割台半ばを占めており、次いで保育所（園）となっています。

問 9 気軽に相談できる人の有無



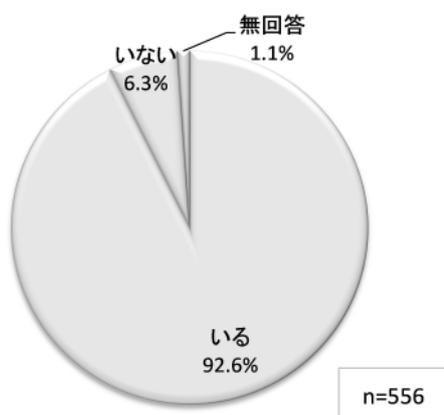
問 9-1 気軽にできる相談先



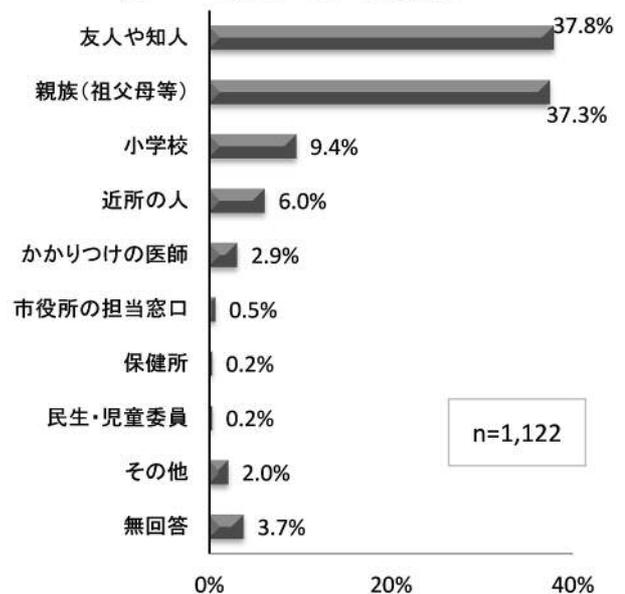
【小学生】

- 相談先は「友人や知人」「祖父母等の親族」が3割台半ばを占め高く、次いで「小学校」となっています。

問 7 気軽に相談できる人の有無



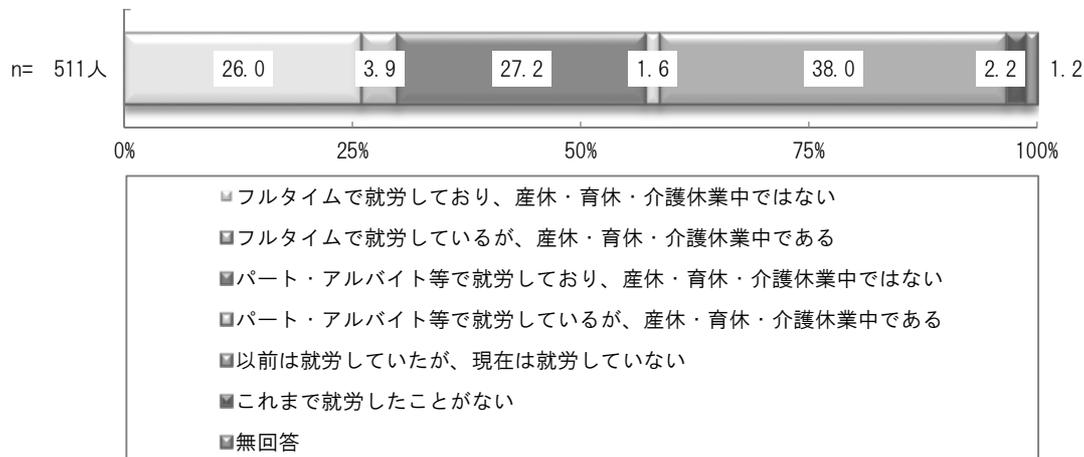
問 9-1 気軽にできる相談先



②保護者（母親）の就労状況

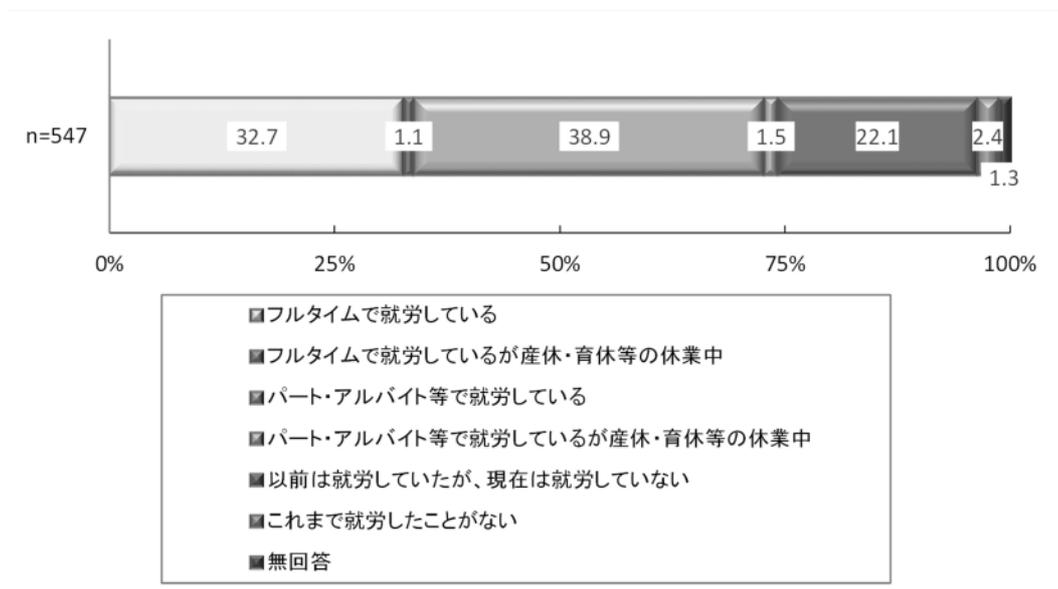
【就学前児童】

- 母親の就労状況は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が約4割を占めており、次いで「パート・アルバイト等で就労している」が2割台半ばとなっています。



【小学生】

- 母親の就労状況は「パート・アルバイト等で就労している」が約4割を占めており、次いで「フルタイムで就労している」が3割を超えています。



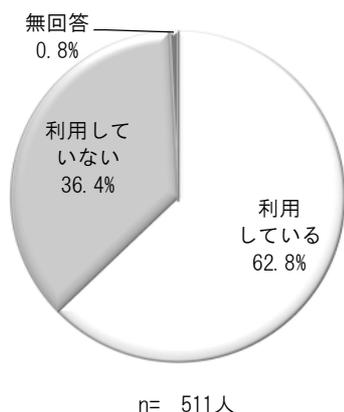
③定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望

【就学前児童】

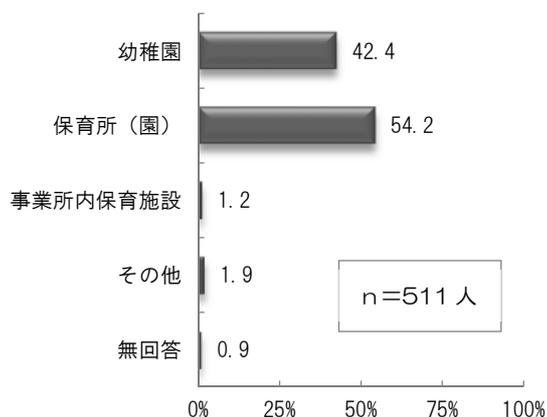
1) 平日の定期的な教育・保育事業（全体）

- ・定期的な教育・保育の事業を「利用している」方が6割以上を占めています。
- ・利用中の事業は「保育所（園）」が5割台半ば、「幼稚園」が4割を超えています。
- ・今後の利用希望では「幼稚園」が5割以上を占め最も高く、次いで「保育所（園）」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の順となっています。

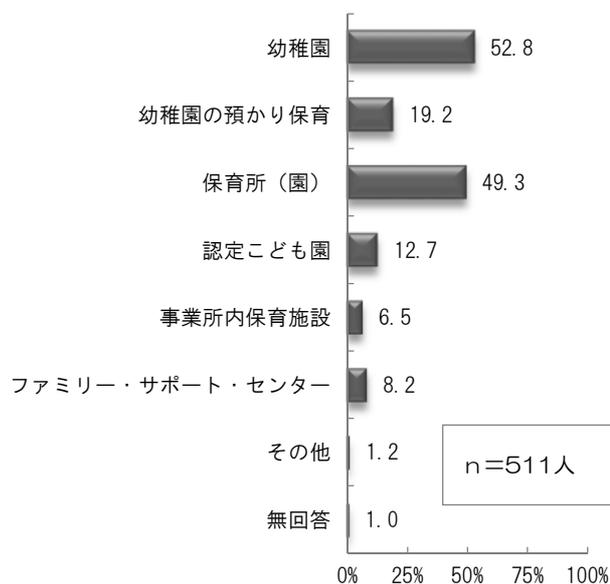
問 14 定期的な教育・保育事業の利用状況



問 14-1 利用中の定期的な教育・保育事業



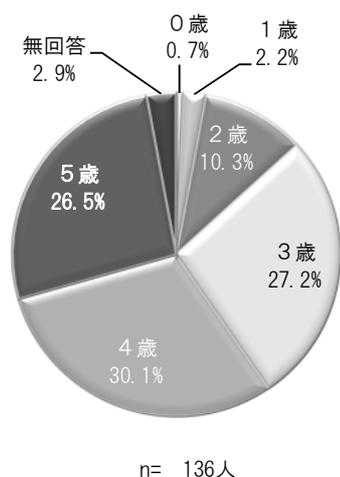
問 15 希望する定期的な教育・保育事業



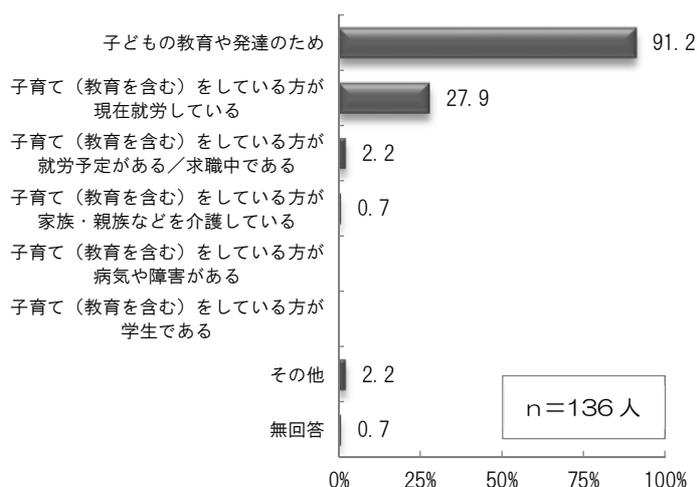
2) 幼稚園

- 幼稚園の年齢別利用者数は、「4 歳」が約3割、「3 歳」「5 歳」が2割台半ばとなっています。
- 利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」が9割以上を占め最も高く、次いで「子育てを（教育を含む）している方が現在就労している」となっています。
- 利用希望日数は「5日」が最も高く、利用希望時間では「6時間」「7時間」「8時間」が高くなっています。

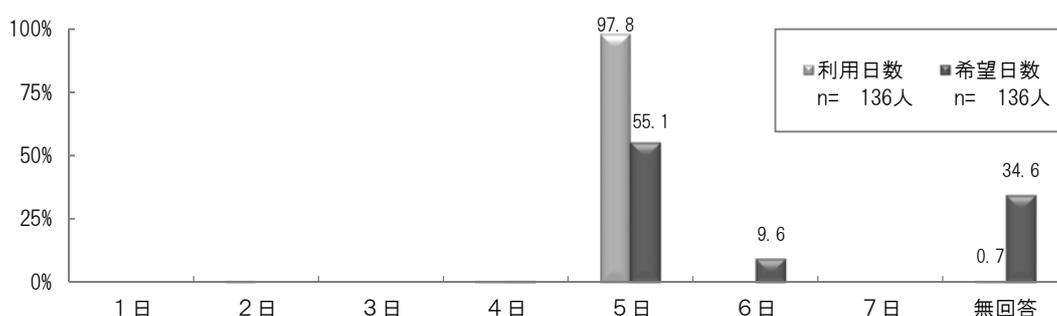
問 14-1. ① 幼稚園の年齢別利用者数



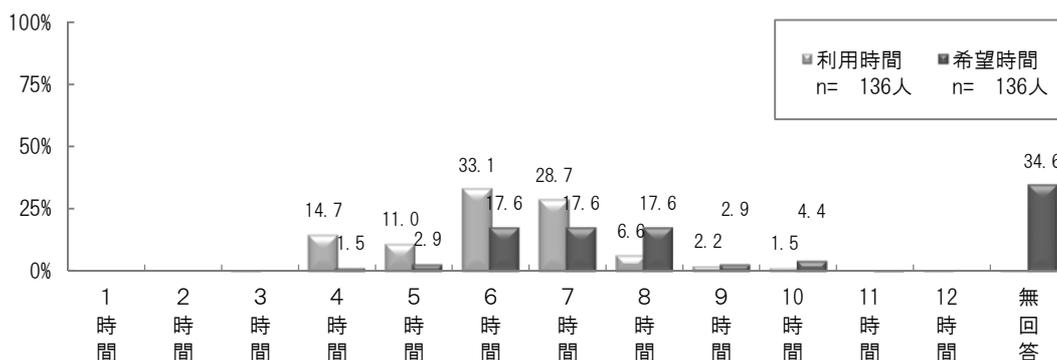
問 14-4. ① 幼稚園を利用している理由



問 14-2 (1)-1 平日の定期的な教育・保育事業の利用日数と希望日数（1週当たり）



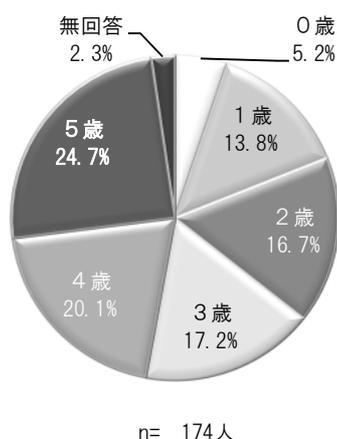
問 14-2 (1)-2 定期的な教育・保育事業の利用時間と希望時間（1日当たり）



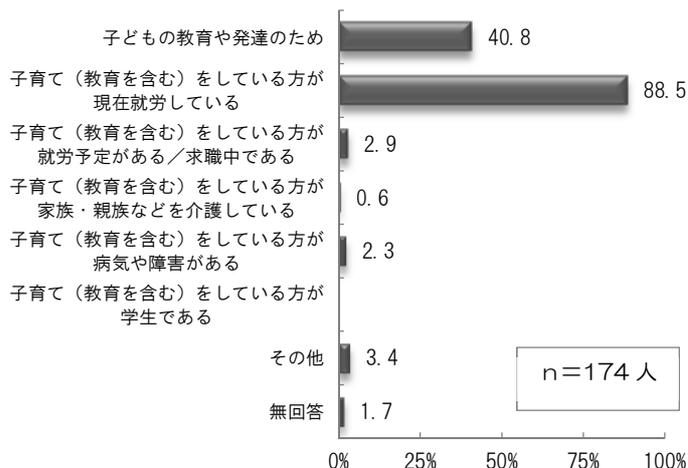
3) 保育所（園）

- 保育所（園）の年齢別利用者数は、「5歳」が2割台半ば、「4歳」が約2割、「3歳」が1割台半ばとなっています。
- 利用している理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が約9割を占め最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」となっています。
- 利用希望日数では「5日」が最も高く、利用希望時間では「9時間」が最も高くなっています。

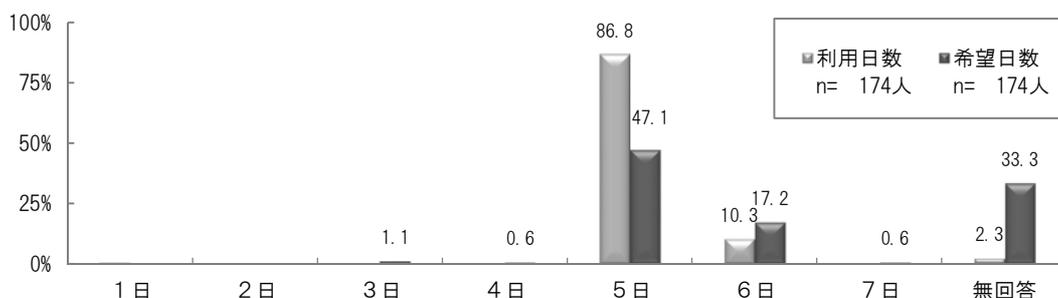
問 14-1. ② 保育所（園）の年齢別利用者数



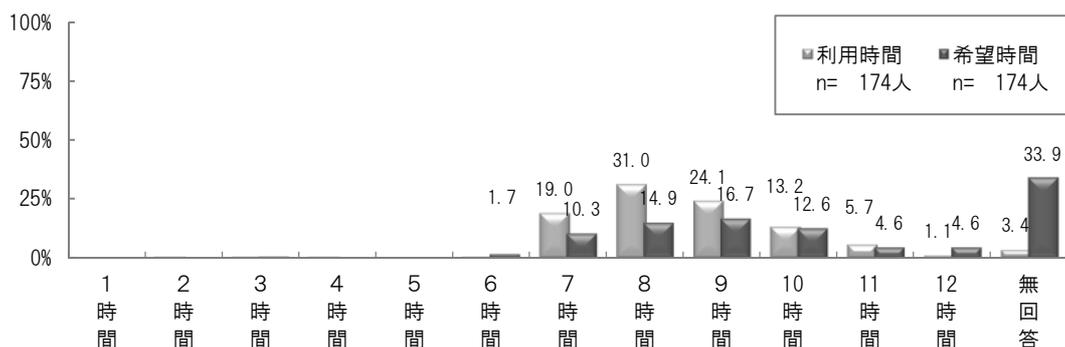
問 14-4. ② 保育所（園）を利用している理由



問 14-2(1)-1. ② 保育所（園）の利用日数と希望日数（1週当たり）



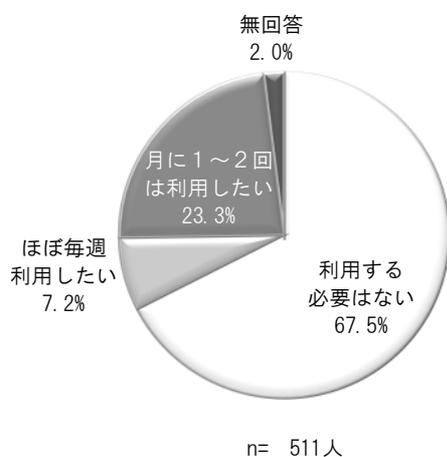
問 14-2(1)-2. ② 保育所（園）の利用時間と希望時間（1日当たり）



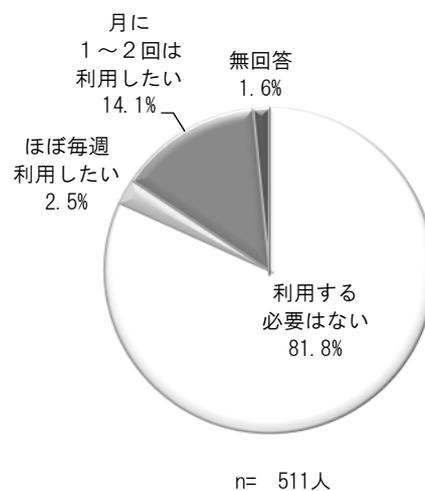
4) 土曜・休日の教育・保育事業の利用意向

- ・土曜日の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」「ほぼ毎週利用したい」をあわせて、約3割となっています。
- ・日曜日・祝日の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」「ほぼ毎週利用したい」をあわせて1割台半ばとなっています。
- ・長期休暇中において教育・保育事業の利用希望（幼稚園利用者）は、「休みの期間中、週に数日利用したい」が3割台半ばで最も高く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（18.4%）となっています。また、利用したい理由は、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」「定期的に仕事をしているため」が3割以上となっています。

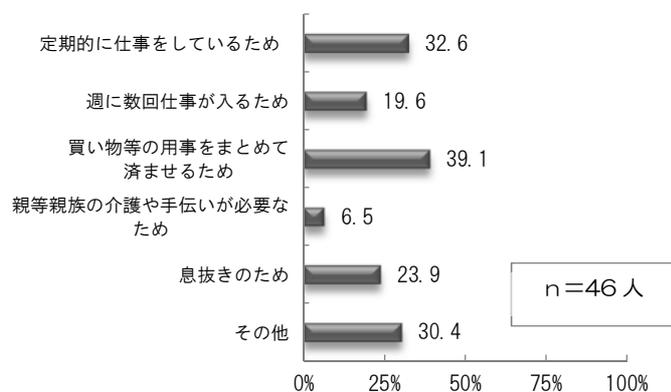
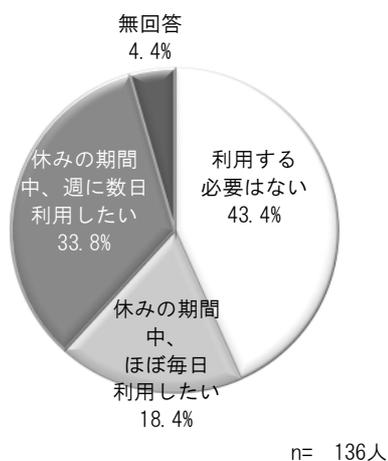
問 19(1) 土曜日の利用希望



問 19(2) 日曜・祝日の利用希望



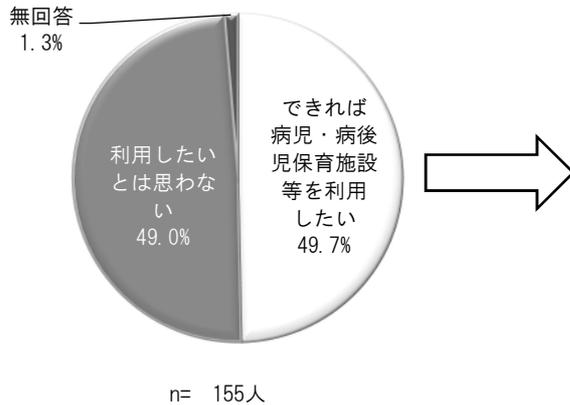
問 20 長期休暇中の教育・保育事業の利用希望 問 20-1 長期休暇中「週に数日利用したい」方の理由（幼稚園利用者）



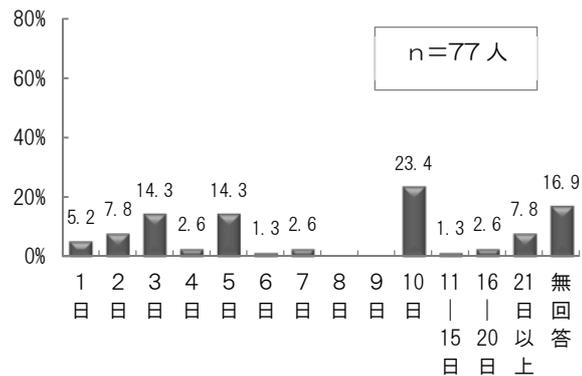
5) 病児・病後児保育事業の潜在ニーズ

- ・父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設の利用意向をみると、約5割の方が希望し、その利用日数は「10日」「5日」「3日」の順となっています。

問 21-2 父親・母親が休んだ方の
病児・病後児保育施設利用意向



問 21-3 病気の際、「病児・病後児のための
保育施設等」の施設利用希望日数

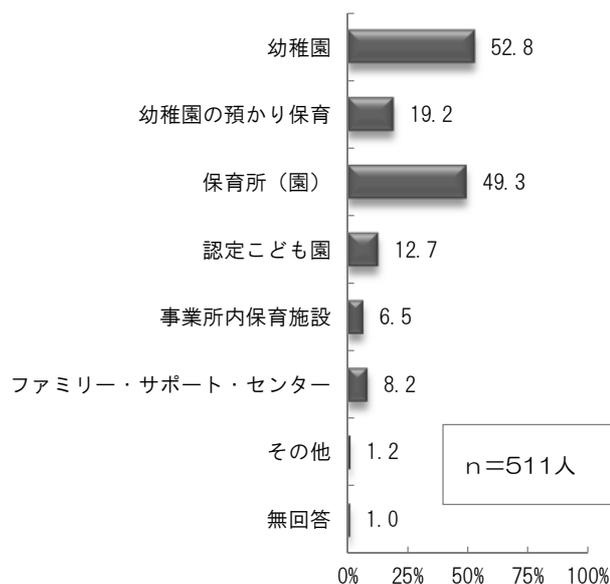


④希望する教育・保育事業

【就学前児童】

- ・希望する教育・保育事業は「幼稚園」が5割以上、「保育所（園）」が約5割を占めています。

問 15 希望する定期的な教育・保育事業

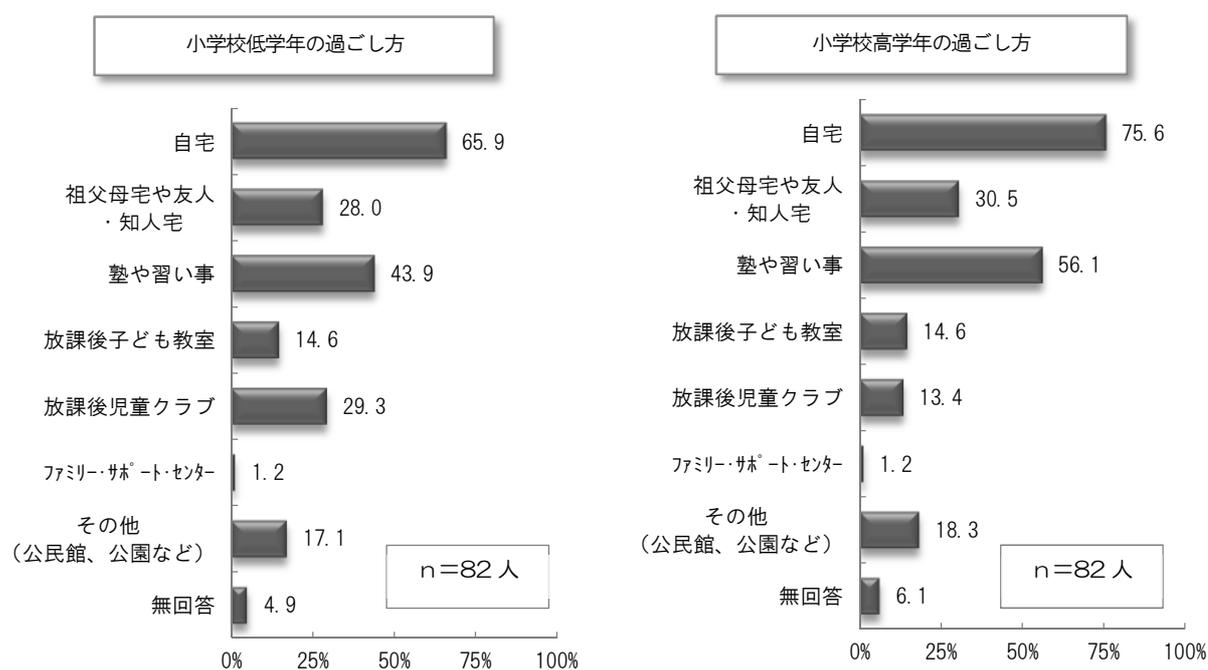


⑤放課後の過ごし方

【就学前児童】

- 小学生になったときの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校 1 年生から 3 年生までのうちは「自宅」が6割台半ばを占め最も高く、次いで「塾や習い事」「放課後児童クラブ」となっています。
- 小学校 4 年生から 6 年生までになったときの希望としても、「自宅」「塾や習い事」が高くなっています。

問 25・26 放課後の過ごし方の希望



- ※1 放課後子ども教室：地域の方々の協力を得て、放課後に小学校でスポーツや学習などを体験するものです。
- 2 放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、子どもに生活の場を提供するものです。
- 3 ファミリー・サポート・センター：地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施するものです。

【小学生】

- ・現在の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が最も高く、次いで、「塾や習い事」「祖父母宅や友人・知人宅」となっています。
- ・小学4年生から6年生までの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」が最も高く、次いで「塾や習い事」「放課後児童クラブ」「祖父母宅や友人・知人宅」となっています。

問 11 現在の放課後の過ごし方

全体	自宅	祖父母宅や 友人・知人宅	塾や習い事	放課後児童 クラブ	その他 (公民館・公園など)
週1	33	52	58	3	7
週2	55	29	50	9	5
週3	77	21	21	4	11
週4	51	9	13	7	3
週5	215	20	4	64	4
無回答	9	0	0	1	2
合計	440	131	146	88	32

問 12 小学4年生～6年生の放課後の過ごし方の希望

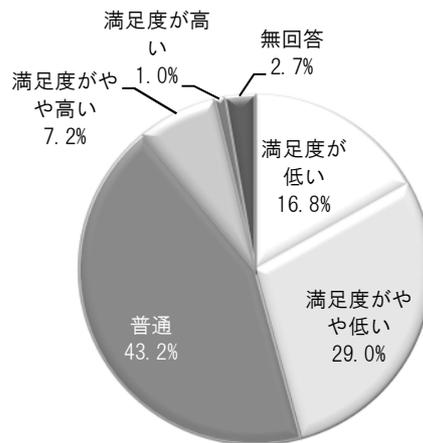
全体	自宅	祖父母宅や 友人・知人宅	塾や習い事	放課後子ども 教室	放課後 児童クラブ	ファミリーサポ ートセンター	その他 (公民館・公園など)	無回答
週1			3					/
週2	30	4	19	17	4		4	
週3	57	13	45	12	11	2	4	
週4	29	7	19	1	4		2	
週5	152	17	4	6	39		2	
無回答	11	1	2				2	
合計	279	42	92	36	58	2	14	

◎子育て支援への満足度

- 就学前児童、小学生ともに子育て支援の環境、支援への満足度の低さが目立っています。

【就学前児童】

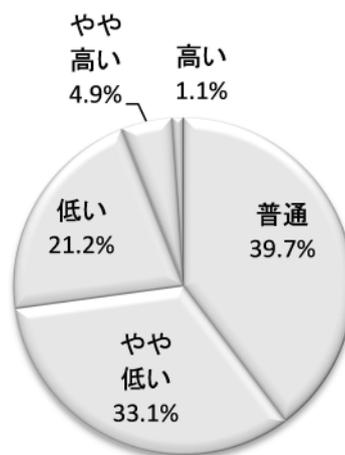
問 30 地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況



n= 511人

【小学生】

問 15 市の子育ての環境や子育て支援への満足度



n=556人

2-4. 本市の子ども・子育て支援の課題

(1) 子育ての不安感、負担感の解消

ニーズ調査の結果によると9割以上の保護者が気軽に相談できる人がいると回答していますが、地域でのつながりの希薄化等から子育てに関する悩みや不安を抱えながら、誰にも相談せずに孤立する親子が存在することも懸念されます。

地域の子育て世代親子の交流促進や育児相談等を充実し、子育ての孤立感、負担感の軽減を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取り組みが求められています。

(2) 保育サービスの充実

本市では「富津市次世代育成支援行動計画」の基本理念に基づき、これまでに様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、共働き家庭は増加傾向にあり、仕事と子育ての両立を希望する家庭を支援するさらなる環境整備や多様化する保育ニーズに対応するための地域の実情に対応した保育サービスへの取り組みが求められています。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と生活の調和の実現については、国の「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の取り組みとして広げていくことが必要とされています。

本市においても、子育て世代の就労状況、就労意向を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取り組みが求められています。

(4) 支援の必要なすべての子どもへの対応

障がいのある子どものいる家庭やひとり親家庭等、虐待の恐れのある家庭など、より一層の支援を必要とする家庭に対して、関係機関との連携を密接にし、支援体制を強化していくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1. 計画の基本理念

次世代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができる富津市の実現を目指し、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本方針を踏まえ、平成17年に策定した「富津市次世代育成支援行動計画」における基本理念を継承し、以下のように基本理念を設定します。

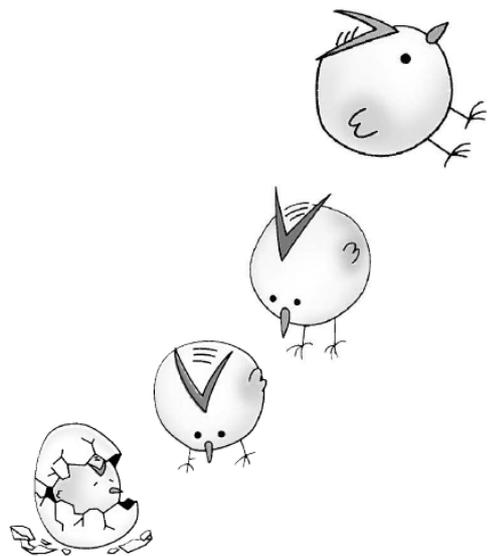
【基本理念】

いいじゃないか！ ふつつ



このデザインは、次世代育成支援行動計画策定に合わせて作られました。

富津市の紋章で、ライフサイクルの輪、市民・行政・企業の協働の輪、世代間の輪を富津市の地形と紋章でつくられた親鳥が羽を広げて、市民の力強さを、愛くるしい紋章の雛鳥が親鳥とともに「5つの目標」をそれぞれ象徴しています。



3-2. 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえたうえで、子どもの成長段階（ライフサイクル）に応じた4つの目標と、育児全般にわたる目標を1つ掲げ、今後取り組みを推進します。

妊娠期・出産期

1 あかちゃんって、いいじゃないか！

～子育てスタートの安心づくり～

新しい生命の息吹と赤ちゃんの愛くるしさを実感し、子育てに意欲的な世代を目指しましょう。

乳児期・幼児期

2 大きくなるって、いいじゃないか！

～親子の成長の共感づくり～

乳幼児期のふれあい・喜び・驚き・苦労・発見を通して、親も子も成長を共感する子育て世代を目指しましょう。

学齢期・思春期

3 がんばるって、いいじゃないか！

～子どもの生きる力づくり～

自らの力で立つ意欲と個性豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに成長する世代を目指しましょう。

活動期

4 つながるって、いいじゃないか！

～世代・地域とつながる心づくり～

生まれ育ったまちを愛する心を持ち、まちの現在と未来を担う中心世代を目指しましょう。

育児期全般

5 ホットするって、いいじゃないか！

～“安心温度”の高いまちづくり～

すべての人に優しい、安心と安全を実感できるまちを、すべての世代で創造しましょう。

本計画を策定するにあたっては、「富津市民憲章」「富津市家庭憲章」の精神にのっとり、子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の利益を第一に考え、すべての子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮します。

富津市民憲章

美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしたち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。

- 1 恵まれた自然を生かし、美しいまちをつくりましょう。
- 1 友愛と感謝の気持で、明るいまちをつくりましょう。
- 1 としよりやこどもを大切に、幸せなまちをつくりましょう。
- 1 健康で仕事に励み、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 教養を高め、文化の香り高いまちをつくりましょう。

(昭和49年10月1日制定)

富津市家庭憲章

次代を担う青少年が健やかにたくましく育つことは、われわれ市民の共通した願いです。その願いをこめて、この富津市家庭憲章を市民運動として展開し、明るく健康的な家庭をつくりましょう。

- 1 あいさつは、きちんとはっきりいしましょう。
- 1 家庭では、なんでも話しあいましょう。
- 1 心と体をきたえ、みんなでなかよくしましょう。
- 1 感謝と奉仕の心をもちましょう。
- 1 社会のきまりを守り、責任のもてる行動をしましょう。

(昭和59年2月制定)

富津市青少年問題協議会

富津市教育委員会

富津市青少年相談員連絡協議会

第4章 事業計画

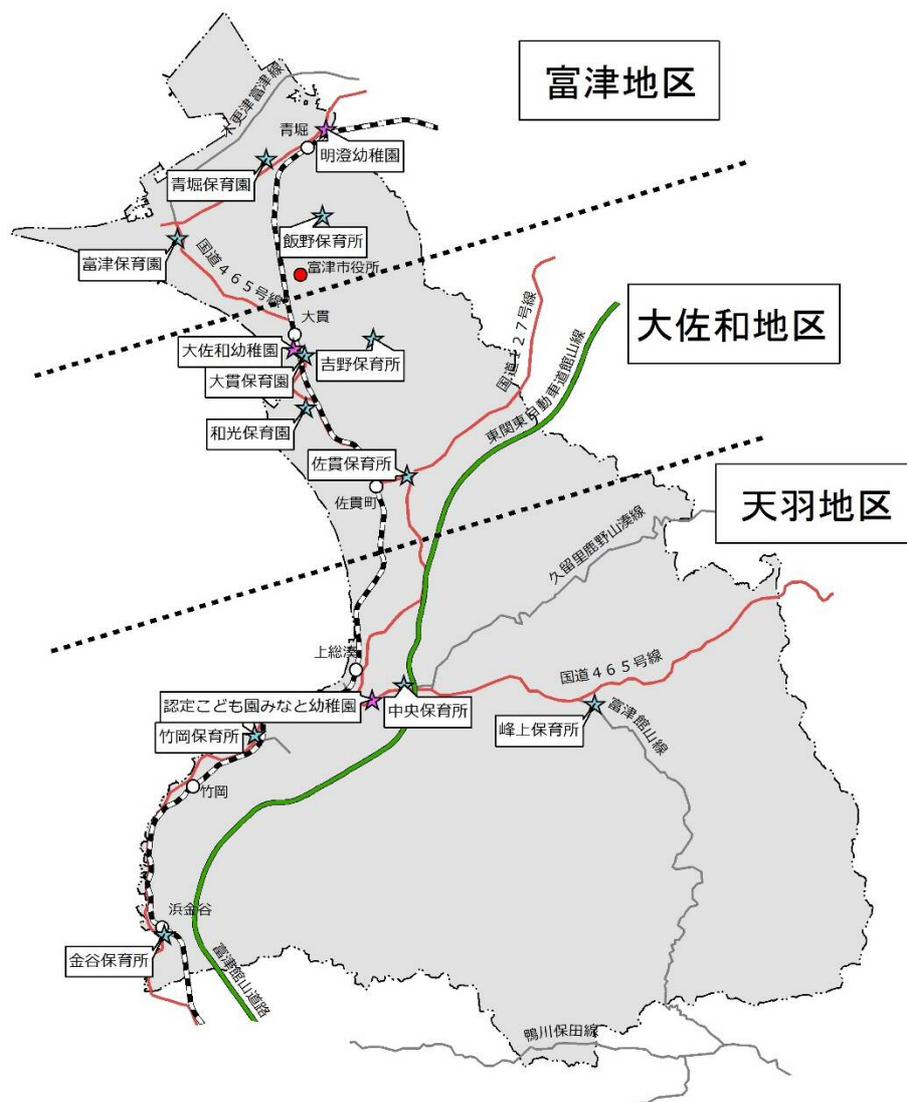
4-1. 教育・保育提供区域の設定

本市は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位を、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの区域とします。

(理由)

- 市域が広く、児童及び保護者の生活圏域を考慮するため
- 富津地区の人口が他2地区に比べ多くなっており、地域特性を考慮するため
- 各地区に保育所(園)・幼稚園が1か所以上配置されており、各地区内に提供施設が存在するため

図 教育・保育提供区域図



4-2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

本計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

現在の幼稚園、保育所（園）等の利用状況に利用希望等を踏まえ、以下の認定区分で設定し、教育・保育提供区域ごとに量の見込みの算出し、提供体制の確保を行います。

（1）本市の状況

本市における保育所（園）は公立保育所7園、私立保育園4園、幼稚園は私立幼稚園2園、認定こども園は1園となっています。

①保育所（園）

（各年3月1日現在/平成26年度のみ12月1日現在）（人）

区分	入所児童数				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立	252	257	265	250	244
私立	376	393	393	406	395
合計	628	650	658	656	639

②幼稚園

（各年4月1日現在/平成26年度のみ12月1日現在）（人）

区分	入所児童数				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
私立	318	294	304	303	324

③認定こども園（幼稚園型）

（各年4月1日現在/平成26年度のみ12月1日現在）（人）

区分	入所児童数				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園部分	71	63	56	49	45
保育所部分	1	5	2	3	3
合計	72	68	58	52	48

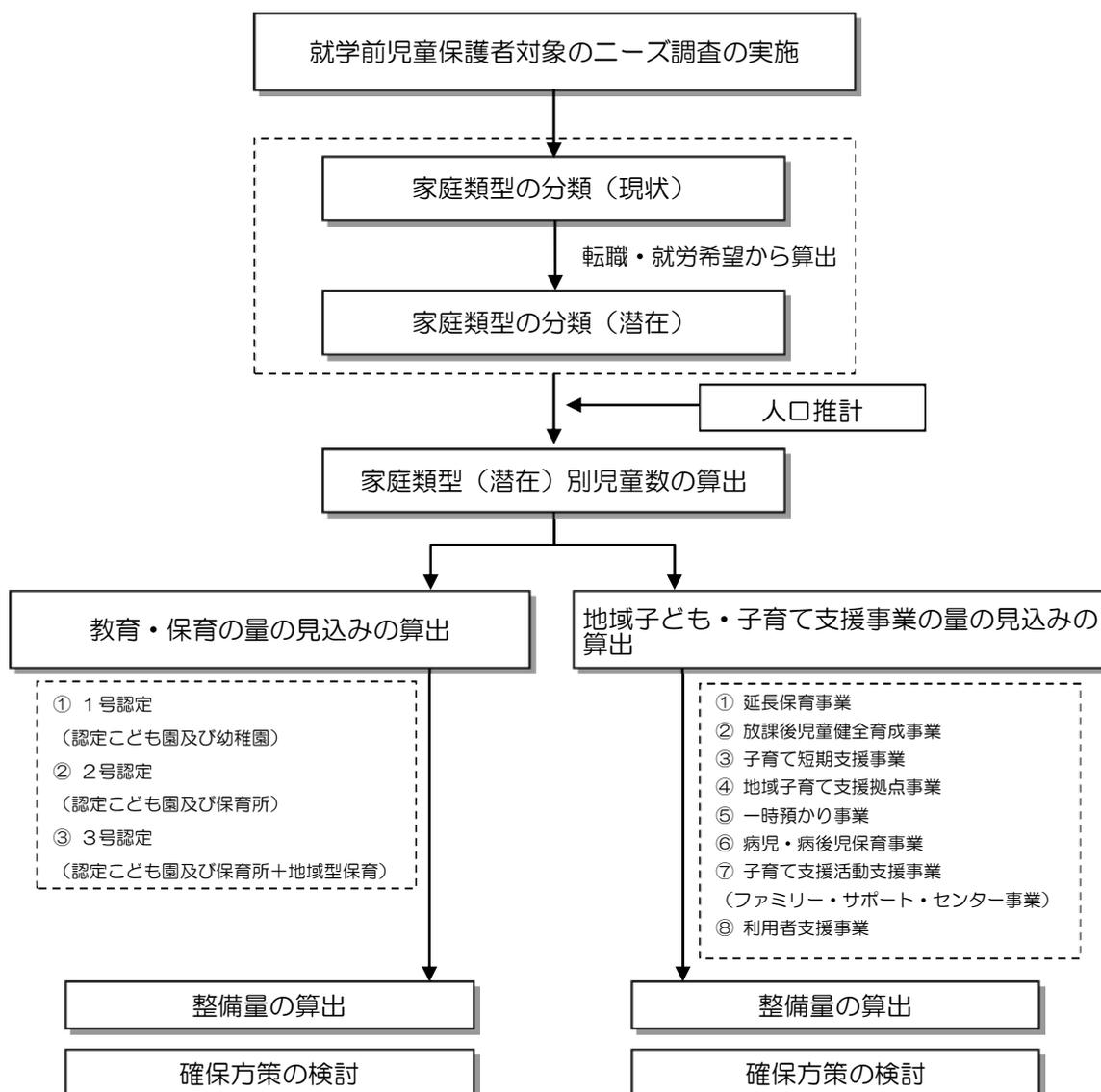
(2) 保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 ・ 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園） ・ 認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園） ・ 認定こども園

(3) 見込み量の推計

教育・保育、地域子ども子育て支援事業の見込み量にあたっては、就学前児童、小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国から配布された「潜在保育ニーズ量の標準的算出方法について」に沿って推計し、本市の地域特性を踏まえながら設定しました。

図 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量推計フロー



(4) 教育・保育提供区域別の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

安定した幼児期の教育・保育を提供するため、幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等で把握した利用希望等を踏まえるとともに、就学前児童数の推移、幼児期の教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数（量の見込み）を定めます。

①富津地区

年度 区分	平成27年度				平成28年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	231人	186人	36人	106人	230人	187人	35人	110人
確保方策(②)	270人	291人	40人	119人	270人	291人	40人	119人
特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人		291人	40人	119人
②-①	39人	105人	4人	13人	40人	104人	5人	9人

年度 区分	平成29年度				平成30年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	229人	184人	35人	112人	226人	181人	34人	114人
確保方策(②)	270人	291人	40人	119人	270人	291人	40人	119人
特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人		291人	40人	119人
②-①	41人	107人	5人	7人	44人	110人	6人	5人

年度 区分	平成31年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	225人	180人	34人	116人
確保方策(②)	270人	291人	40人	119人
特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		291人	40人	119人
②-①	45人	111人	6人	3人

②大佐和地区

年度 区分	平成27年度				平成28年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	99人	57人	14人	39人	91人	53人	13人	38人
確保方策(②)	300人	154人	21人	65人	300人	154人	21人	65人
特定教育・保育施設		154人	21人	65人		154人	21人	65人
確認を受けない幼稚園	300人				300人			
②-①	201人	97人	7人	26人	209人	101人	8人	27人

年度 区分	平成29年度				平成30年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	88人	52人	12人	38人	82人	49人	11人	37人
確保方策(②)	300人	154人	21人	65人	300人	154人	21人	65人
特定教育・保育施設		154人	21人	65人		154人	21人	65人
確認を受けない幼稚園	300人				300人			
②-①	212人	102人	9人	27人	218人	105人	10人	28人

年度 区分	平成31年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	78人	48人	11人	36人
確保方策(②)	300人	154人	21人	65人
特定教育・保育施設		154人	21人	65人
確認を受けない幼稚園	300人			
②-①	222人	106人	10人	29人

③天羽地区

年度 区分	平成27年度				平成28年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	48人	41人	11人	25人	42人	37人	11人	27人
確保方策(②)	70人	174人	19人	69人	70人	174人	19人	69人
特定教育・保育施設	70人	174人	19人	69人	70人	174人	19人	69人
確認を受けない幼稚園								
②-①	22人	133人	8人	44人	28人	137人	8人	42人

年度 区分	平成29年度				平成30年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	38人	33人	10人	26人	34人	30人	10人	26人
確保方策(②)	70人	174人	19人	69人	70人	174人	19人	69人
特定教育・保育施設	70人	174人	19人	69人	70人	174人	19人	69人
確認を受けない幼稚園								
②-①	32人	141人	9人	43人	36人	144人	9人	43人

年度 区分	平成31年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	34人	30人	10人	26人
確保方策(②)	70人	174人	19人	69人
特定教育・保育施設	70人	174人	19人	69人
確認を受けない幼稚園				
②-①	36人	144人	9人	43人

4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ実施する事業です。これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定区域ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

表 地域子ども・子育て支援事業一覧

(1) 利用者支援事業.....	29 頁
(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）.....	29 頁
(3) 妊婦健診.....	30 頁
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	30 頁
(5) 養育支援訪問事業.....	31 頁
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）.....	31 頁
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	31 頁
(8) 一時預かり事業.....	32 頁
(9) 延長保育事業.....	34 頁
(10) 病後児保育事業.....	35 頁
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	36 頁
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	37 頁
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	37 頁

(1) 利用者支援事業

提供区域	全市域
事業内容	子ども及び保護者等の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連携を行う事業です。
今後の方向性	地域子育て支援センター設置と併せて平成 29 年度からの実施を目指します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(②)	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
②-①	▲ 1か所	▲ 1か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

提供区域	各区域
事業内容	未就学の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。
平成 25 年度実績	あおほり子育てサロン 延 2,790 人 もうひとつのお家 延 3,293 人
今後の方向性	平成 29 年度に富津地区 1 か所、平成 30 年度に天羽地区 1 か所開設を目指します。

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10,904人日	10,827人日	10,674人日	10,545人日	10,391人日
確保方策	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,436人日	3,302人日	3,124人日	2,968人日	2,811人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	983人日	992人日	944人日	906人日	877人日
確保方策	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所

(3) 妊婦健診

提供区域	全市域
事業内容	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に公費で基本的な健診を受けられるようにする事業です。
平成25年度実績	2,626人回
今後の方向性	現行と同様に実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,884人回	2,786人回	2,716人回	2,632人回	2,590人回
人数	206人	199人	194人	188人	185人
健診回数	14回	14回	14回	14回	14回
確保方策	実施場所: 指定医療機関 実施方法: 受診券の発行				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、養育環境等の把握を行う事業です。
平成25年度実績	2か月児訪問事業 訪問者数 191人 (対象者 223人)
今後の方向性	平成27年度から既存の事業を継承し実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	206人	199人	194人	188人	185人
確保方策	実施体制: 保健師、助産師(委託契約)による訪問 実施機関: 健康づくり課				

(5) 養育支援訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
今後の方向性	平成27年度からの実施を目指します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7人	7人	7人	7人	7人
確保方策	実施体制: 保健師による訪問 実施機関: 健康づくり課				

(6) 子育て短期支援事業

提供区域	全市域
事業内容	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、家庭において子どもを一時的に養育できない場合に児童養護施設等で預かる事業です。 《事業種類》短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
今後の方向性	ニーズ調査において需要がないため、必要に応じて検討を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供区域	全市域
事業内容	地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。
今後の方向性	地域子育て支援センター設置と併せて平成29年度からの実施を目指します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	168人日	162人日	159人日	156人日	151人日
確保方策(②)	0人日	0人日	159人日	156人日	151人日
②-①	▲ 168人日	▲ 162人日	0人日	0人日	0人日

(8) 一時預かり事業

提供区域	各区域
事業内容	育児中のストレス解消や冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難になったときに、保育所等で一時的に預かる事業です。
平成25年度実績	保育所(園)における一時預かり 公私立保育所(園) 10か所 1,133人
今後の方向性	現行と同様に実施します。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	2,759人日	2,776人日	2,738人日	2,694人日	2,682人日
確保方策					
人数(②)	2,759人日	2,776人日	2,738人日	2,694人日	2,682人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	1,537人日	1,415人日	1,399人日	1,326人日	1,277人日
確保方策					
人数(②)	1,537人日	1,415人日	1,399人日	1,326人日	1,277人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	715人日	640人日	577人日	525人日	525人日
確保方策					
人数(②)	715人日	640人日	577人日	525人日	525人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

○保育所（園）における一時預かり

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	1,108人日	1,106人日	1,090人日	1,075人日	1,064人日
確保方策					
人数(②)	1,108人日	1,106人日	1,090人日	1,075人日	1,064人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	358人日	339人日	325人日	309人日	294人日
確保方策					
人数(②)	358人日	339人日	325人日	309人日	294人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	224人日	212人日	196人日	183人日	180人日
確保方策					
人数(②)	224人日	212人日	196人日	183人日	180人日
施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 延長保育事業

提供区域	各区域
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業です。
平成25年度実績	私立保育園4園で実施 実利用者数 合計252人 (富津地区 172人、大佐和地区 80人、天羽地区 実施なし)
今後の方向性	平成27年度から天羽地区で実施を目指します。

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	210人	210人	207人	204人	202人
確保方策					
人数(②)	210人	210人	207人	204人	202人
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	125人	117人	113人	108人	103人
確保方策					
人数(②)	125人	117人	113人	108人	103人
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	50人	48人	44人	41人	40人
確保方策					
人数(②)	50人	48人	44人	41人	40人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 病後児保育事業

提供区域	全市域
事業内容	病後児について、家庭での保育に欠ける場合に保育園等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。
平成25年度実績	私立保育園1か所実施 延利用者数256人
今後の方向性	現行と同様に実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	925人日	901人日	874人日	844人日	826人日
確保方策					
延べ人数(②)	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	35人日	59人日	86人日	116人日	134人日

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

提供区域	各区域
事業内容	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。
平成25年度実績	小学校12校中5校区実施 年間平均登録者数143人 (富津地区104人、大佐和地区39人、天羽地区 実施なし)
今後の方向性	平成27年度に富津地区1か所、平成28年度に大佐和地区、天羽地区各1か所設置、平成30年度に富津地区、天羽地区各1か所設置を目指します。

富津地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	177人	177人	176人	175人	175人
小学1～3	117人	117人	116人	116人	116人
小学4～6	60人	60人	60人	59人	59人
確保方策					
登録児童数(②)	135人	135人	135人	175人	175人
施設数	6か所	6か所	6か所	7か所	7か所
②-①	▲42人	▲42人	▲41人	0人	0人

大佐和地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	57人	54人	52人	51人	50人
小学1～3	25人	25人	23人	24人	22人
小学4～6	32人	29人	29人	27人	28人
確保方策					
登録児童数(②)	75人	95人	95人	95人	95人
施設数	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-①	18人	41人	43人	44人	45人

天羽地区					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(①)	35人	33人	30人	28人	25人
小学1～3	15人	14人	12人	10人	9人
小学4～6	20人	19人	18人	18人	16人
確保方策					
登録児童数(②)	0人	20人	20人	40人	40人
施設数	0か所	1か所	1か所	2か所	2か所
②-①	▲35人	▲13人	▲10人	12人	15人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域	なし
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業です。
今後の方向性	必要に応じて、検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

提供区域	なし
事業内容	特定教育・保育施設等への民間業者の参入の促進に関する調査研究 その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置 又は運営を促進するための事業です。
今後の方向性	必要に応じて、検討を行います。



4-4. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

乳幼児期の教育・保育は、その子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一優先として考えながら、子どもたちへの質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育・子育ての向上に向けた支援を実施していく必要があります。

(1) 認定こども園に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等に影響を受けず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が可能な仕組みとなっています。

本市では、既存の幼稚園や保育所（園）の移行希望や保護者の動向を踏まえ、認定こども園の移行を検討していきます。

(2) 地域型保育の導入

3歳未満児の保育を基本とする地域型保育（小規模保育等）の導入を必要に応じ検討します。

(3) 教育・保育に係る関係機関の連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼・保・小連携）を図るための取り組みを推進します。

4-5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休、育休明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所（園）を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、質の高い保育の提供に努めます。

また、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設を円滑に利用できるよう、保護者に対して母子健康診断、乳幼児健診などのきめ細かな情報提供に努めます。

4-6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子・父子家庭などのひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が必要です。

児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携して、地域ぐるみの虐待の予防体制や相談体制の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等については、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、保育料の減額など経済的支援を行うほか、県との連携を図り、ひとり親家庭等の自立に向けた相談体制の充実を図ります。

(3) 障がい児などの支援

障がい児など特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう自立支援医療の給付や年齢、障がい等に応じた専門的な医療や療育の支援に取り組みます。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

4-7. 職業生活と家庭生活との両立の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

市では、「富津市男女共同参画計画」等に基づき、男女がともに仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくりに取り組んでいます。今後も仕事と生活の調和の実現へ向けて、県、事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。



第5章 子ども・子育ての施策

本計画における子ども・子育ての施策については、次世代育成支援行動計画における主要施策を承継し、また、各施策の実施状況を把握し、事業の推進を図ります。

5-1. 施策の体系



5-2. 成長段階ごとの施策

1 妊娠期・出産期

(1) 妊産婦・新生児の健康支援

妊産婦及びその家族が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期・出産期の相談事業や講座等の充実を図ります。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に保健師等が妊婦等への面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みの相談や子育て情報の提供等を行う。	関係機関に早期届出の啓発を依頼し、妊娠11週以内の交付率の向上を図る。	健康づくり課
妊婦健診 【地域子ども・子育て支援事業】	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に公費で基本的な健診を受けられるようにする。	継続実施する。	健康づくり課
妊娠期支援事業	妊娠中の母体管理と栄養管理、胎児の発育について、妊娠届出時等に個別指導を行う。	低体重児予防のために必要な情報提供や助言などの援助等を妊婦全員に対し実施する。	健康づくり課
新生児・産婦訪問	生後28日以内の新生児に対し、保健師や助産師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談などを行う。	必要な情報提供や助言などの援助等を実施する。	健康づくり課
マタニティ講座	子育て情報や育児体験、また妊婦同士の交流の機会を提供し、育児不安の軽減を図る。	保育所や子育て支援センター等により実施し、参加率の向上を図る。	子育て支援課



2 乳児期・幼児期

(1) 子どもの健康支援

子どもの心と体の健やかな成長を支援する環境づくりを推進します。

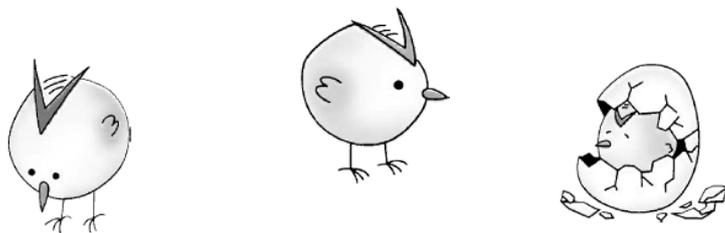
事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、養育環境等の把握を行う。	既存の2か月児訪問事業を継承し、実施する。	健康づくり課
乳幼児相談	乳幼児期の子育てに関することや食事等について面接相談、電話相談を実施する。	必要な情報提供や助言などの援助等を実施する。	健康づくり課
育児教室 (4か月児・7か月児・10か月児・1歳児・2歳6か月児)	発達の節目の時期に、成長・発達の経過、食事、虫歯予防を学ぶ教室を開催する。	参加率の向上を図る。	健康づくり課
離乳食教室	月齢(5か月)にあった食事についての学習と食材の使い方や作り方等を実習する。	参加率の向上を図る。	健康づくり課
1歳6か月児健診	計測・診察(内科・歯科)・相談(発達・栄養)を実施し、子どもの発育・発達、食事内容を養育者と確認する。	受診率向上のため、勧奨に努める。	健康づくり課
3歳児健診	計測・診察(内科・歯科)・検査(尿・視力・聴力)・相談(発達・栄養)を実施し、子どもの発育・発達、食事内容を養育者と確認する。	受診率向上のため、勧奨に努める。	健康づくり課
予防接種	感染症を予防するため、予防接種を行う。	接種率向上のため、勧奨に努める。	健康づくり課

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
食育事業	健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ、望ましい食事のあり方、食を通じた心の健全育成を学ぶため、食事に関する講習会・実習を行い、親子・親同士の交流を図る。	継続実施する。	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業】	育児中のストレス解消や冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難になったときに、保育所等で一時預かり保育を実施する。	継続実施する。	子育て支援課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保育認定を受けた子どもについて、11時間の開所時間を超えて保育を実施する。	平成27年度から天羽地区で実施を目指す。	子育て支援課
病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	病後児について、家庭での保育に欠ける場合に保育園等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する。	継続実施する。	子育て支援課



3 学齢期・思春期・活動期

(1) 学校教育の推進と地域社会との連携

豊かな人間性と体力等を育成するため教育の充実と、子どもたちが様々な体験活動ができる機会の充実に努めます。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
外国語指導助手 (ALT) の配置	「生きた英語」を学び、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解や国際理解を推進するため、ALT を配置する。	各小中学校による ALT の活用を継続する。	教育センター
情報教育の推進	情報教育を推進するため、コンピュータ室等の整備・充実を図る。ICT 機器の活用を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成する。	コンピュータ室の計画的な整備を行い、各学校における情報教育を推進する。	教育センター
教育相談事業	いじめ・不登校・引きこもり・家庭内暴力・発達障がい等の相談活動を行う。	教育センターが相談の窓口となり、相談事業を継続する。	教育センター
食育の推進	小・中学生が正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう学校栄養職員等を食育指導員として位置づけ、各学校における食育を推進する。	栄養職員等の食育指導員への委嘱を継続し、各学校における食事指導を推進する。	教育センター
家庭教育学級	地域における親世代・子世代の交流を含めた仲間づくりを目指して、親子共同（協働）学習の形態で開設し、家庭における親子関係の改善・充実を図る。	家庭教育学級未実施校への参加を促す。	生涯学習課
家庭教育指導員	家庭教育に関する相談や指導のほか、家庭教育学級の企画運営、内容の指導助言を行う。	家庭教育指導員による家庭教育学級の企画運営や内容についての指導助言、公民館における家庭教育に関連する教室の指導助言を継続する。	生涯学習課

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
富津市スポーツ少年団事業	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土の未来を担う、青少年の心身の健全なる育成を図る。	継続実施する。	体育振興課
こどもチャレンジ教室	宿泊体験や他の体験活動を通して、こどもの自主性・創造性・社会性を育てる。	参加者の拡大を図る。	中央公民館 市民会館
青少年相談員活動	愛のパトロールや青少年のつどい大会を通して、地域活動等を担う青少年相談員相互の情報交換を行い、青少年の健全育成を図る。	青少年相談員相互の情報交換を行い、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課
放課後健全育成事業 (放課後児童クラブ) 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者が仕事等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る。	平成 27 年度に富津地区 1 か所、平成 28 年度に大佐和地区、天羽地区各 1 か所設置、平成 30 年度に富津地区、天羽地区各 1 か所設置を目指す。	子育て支援課



4 育児期全般

(1) 地域における子育て支援

子育て環境の充実や地域における子育て支援の機会や場の創出に努め、子どもの心と体の健やかな成長を支援していきます。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	子ども及び保護者等の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連携を行う。	地域子育て支援センターの設置と併せて平成 29 年度からの実施を目指す。	子育て支援課
子育て情報の発信	子育て応援サイト「イクトモ」などを活用した子育てに関する情報提供を充実させる。	子育て情報の発信の充実を継続して図る。	子育て支援課
「布えほん」貸出	ボランティア団体「布えほんメルヘン」により製作された布絵本やおもちゃを、市内幼稚園、保育所（園）、個人及び福祉団体に貸し出す。	継続実施する。	社会福祉協議会
おはなし会	公民館などで絵本の読み聞かせや手あそびを行い、本に親しむ機会を作る。	継続実施する。	生涯学習課
ピッコロ学級	幼児の心身の発達や健康・栄養についての講義、遊びの実習などを通して子育てについて学び、親子・親同士の交流を図る。	継続実施する。	中央公民館
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【地域子ども・子育て支援事業】	未就学の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する。	平成 29 年度に富津地区 1 か所、平成 30 年度に天羽地区 1 か所開設を目指す。	子育て支援課
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） 【地域子ども・子育て支援事業】	地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する。	地域子育て支援センターの設置と併せて平成 29 年度からの実施を目指す。	子育て支援課

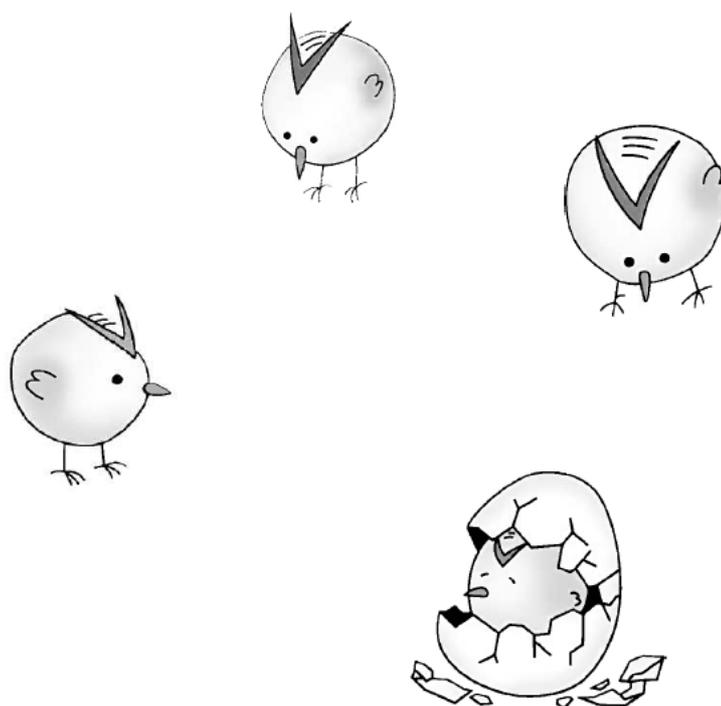
事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
おやこ遊遊ひろば	公民館の一室を開放し、未就園児の親子を対象に育児不安や孤立感、ストレスを和らげ、子育てが楽しいと感じられるような場を提供すると同時に、子ども同士の発達を図る。また、主任児童委員による「子育て何でも相談」を実施する。	継続実施する。	社会福祉協議会
おひさま広場事業	乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、親子の交流、育児相談、子育て情報の提供を行う。	継続実施する。	子育て支援課
園庭開放	子育て家庭の交流の場、また、園と地域のつながりをつくるために、保育所（園）や幼稚園に通園していない親子に園庭を開放する。	継続実施する。	子育て支援課
未就学児に対する防災学習機会の創出	災害時に主体的に行動できる能力の獲得には、幼少期からの防災教育が有効であるため、子どもと一緒に楽しく学べるワークショップ形式の講座を開催する。	講座を通し、地域の防火・防災への関心を高める。	防災課
移動図書館	図書貸し出しサービスの充実を図り、生涯にわたる学習の向上を図る。	図書貸出サービスの充実を図る。	生涯学習課
学校施設の有効利用	学校施設の地域開放に向けて、各学校で必要に応じて関係機関と相互調整し有効利用を図る。	関係機関と連携し、有効活用の推進を図る。	学校教育課



(2) 児童虐待防止対策

児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携し、相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
児童虐待相談対応事業	地域において児童と接する機会のある関係機関と連携を図り、早期の児童虐待の予防・防止活動を行う。	要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童の早期発見や適切な相談、保護、支援の実施のために関係機関の連携を図る。	子育て支援課
児童家庭相談事業	家庭における人間関係の健全化、児童の適正な養育等、家庭児童福祉に関する相談指導を実施する。	家庭相談員を引き続き配置し、相談支援を行う。	子育て支援課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	平成 27 年度から実施を目指す。	子育て支援課



(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援

障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが自分らしい生活を送ることができるよう、各専門機関が連携し、学校、地域においてともに学ぶ機会の充実や環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
幼児ことばの相談会	ことばの問題の早期発見、早期対応を行い、就学後の継続指導に結びつけるため、希望のあった就学前の幼児を対象に相談会を実施する。	必要な情報提供や助言などの援助等を実施する。	教育センター
保育所（園）・幼稚園への巡回訪問	特別支援学校教諭に療育技術指導を依頼し、障がい児等の入所している保育所等職員の資質向上を図る。	継続実施する。	子育て支援課
特別支援教育の推進	LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症等を含む、特別な支援を要する児童・生徒に適切な教育的支援や指導を行う体制を整える。	各学校における特別支援教育への支援を継続する。	教育センター
学校におけるカウンセリングの推進	いじめや心の悩み等の諸問題において、児童・生徒、保護者からの相談に応じるため、県から配置されたスクールカウンセラーを有効に活用する。	スクールカウンセラーの増員を県に要望するとともに、カウンセラーの活動が円滑に運営できるよう支援する。	教育センター
不登校児童・生徒の適応指導	不登校児童・生徒への適応指導対策として、適応指導教室を運営するとともに、学校や関係諸機関とのネットワークを生かして総合的な取り組みを実施する。	適応指導教室の運営を継続し、不登校児童・生徒の解消に向けた取り組みを引き続き推進する。	教育センター
問題を抱える子ども等の自立支援事業	自立支援指導員を小・中学校に配置し、不登校やいじめ・児童虐待等の諸問題の未然防止や早期発見・早期対応を行う。	自立支援指導員の増員を検討し、継続実施する。	教育センター

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
はまかせ教育相談	専門医による教育相談を実施し、児童の悩み・不安・問題行動について専門的な立場からカウンセリングを行う。	継続実施する。	教育センター
療育等支援事業	千葉県社会福祉事業団児童サービスセンターに委託し、市役所内で臨床心理士又は言語聴覚士によることばの訓練や心理診断等の子どもの療育相談を行う。また、保育所（園）、幼稚園、小学校等を巡回し、職員の資質向上の助言を行う。	必要な情報提供や助言などの援助等を実施する。	社会福祉課
相談支援事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービスを利用するにあたり、サービス計画の作成や事業所との調整を行い適正なサービス利用を促進する（障害児相談事業所）。通常の相談支援では対応が不十分な引きこもりや障がい福祉サービスの未利用者に対し、早期発見や適切なサービスの利用を促進する（一般相談支援事業所）。	必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を実施する。	社会福祉課
ペアレントサポートワークショップ	千葉県発達障害者支援相談センターCAS及び関係機関と連携し、発達障がい児を育てる保護者等を対象に子どもへの関わり方や子育てに関して理解・促進を目的とする講座を実施する。	継続実施する。	社会福祉課
在宅生活支援事業	障害者総合支援法に基づく在宅サービス（居宅介護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援）の利用促進を図る。	利用者ニーズの的確な把握に努めながら、事業者との継続的な協議や利用者への継続的な指導・助言等に努める。	社会福祉課

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
日中活動支援事業	障害者総合支援法に基づく日中活動サービス（短期入所・療養介護）、地域生活支援事業（日中一時支援・地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型）及び児童福祉法に基づく障がい児通所サービス（放課後等デイサービス・児童発達支援）の利用促進を図り、障がい児の日中における活動の場を確保する。	障がい児を一時的に介護できない場合、身近で短期入所利用できる施設の確保などの状況に応じたきめ細かな対応が図れるよう内容の充実に努め、在宅生活の支援に努める。	社会福祉課
社会参加促進事業	障害者総合支援法に基づく行動援護、同行援護及び補装具費支給事業、地域生活支援事業に基づく日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び意思疎通支援事業等を実施し、障がい児の社会参加の促進を図る。	必要な情報提供や助言などの援助等を実施する。	社会福祉課
各種手当給付事業	特別児童扶養手当・障害児福祉手当を20歳未満の重度の障がい児や難病患者に給付する。	継続実施する。	社会福祉課
各種医療費等助成事業	障がいのある児童に対し、自立支援医療（育成医療・精神通院医療）、重度心身障害者医療、精神障害者医療の医療費助成を行う。	継続実施する。	社会福祉課
各種割引制度	障がいの程度によって公共料金や交通機関料金等の割引を実施する。	継続実施する。	社会福祉課
障がい児を育てる地域の体制整備事業	研修会や講演会を実施することにより、障がい児への理解を深める。	研修会や講演会の充実に努める。	社会福祉課



(4) 経済的負担の軽減

養育や教育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
児童手当	児童を養育している家庭の生活安定と児童の健全育成を目的に、中学校修了前まで児童手当を支給する。	継続実施する。	子育て支援課
子ども医療費助成	中学校修了前までの子どもが入院や通院した場合、千葉県助成制度に上乗せし助成する。	継続実施する。	子育て支援課
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下又は身体の発達が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする乳児の医療費を助成する。	継続実施する。	子育て支援課
私立幼稚園就園奨励費の助成	市内に在住する幼稚園児の保護者に対して、所得階層に応じて入園料・保育料を減免する。	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園について継続実施する。	学校教育課

(5) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭等の自立を支援するため、各種支援施策を推進します。

事業名	事業内容	今後の方針	担当部署
母子・父子自立支援相談事業	母子家庭等の相談指導・支援を実施する。	母子・父子自立支援員を引き続き配置し、相談支援を行う。	子育て支援課
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末までの児童等を持つ父、母又は養育者に支給する。	継続実施する。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成する。	継続実施する。	子育て支援課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付相談	母子・父子家庭・寡婦の福祉向上のための資金貸付相談を行う。	君津健康福祉センターと連携しながら、継続実施する。	子育て支援課

第6章 計画の推進体制

6-1. 市民、関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細かな取り組みが重要であることから、市民や地域、企業などの各方面との連携を図る必要があります。

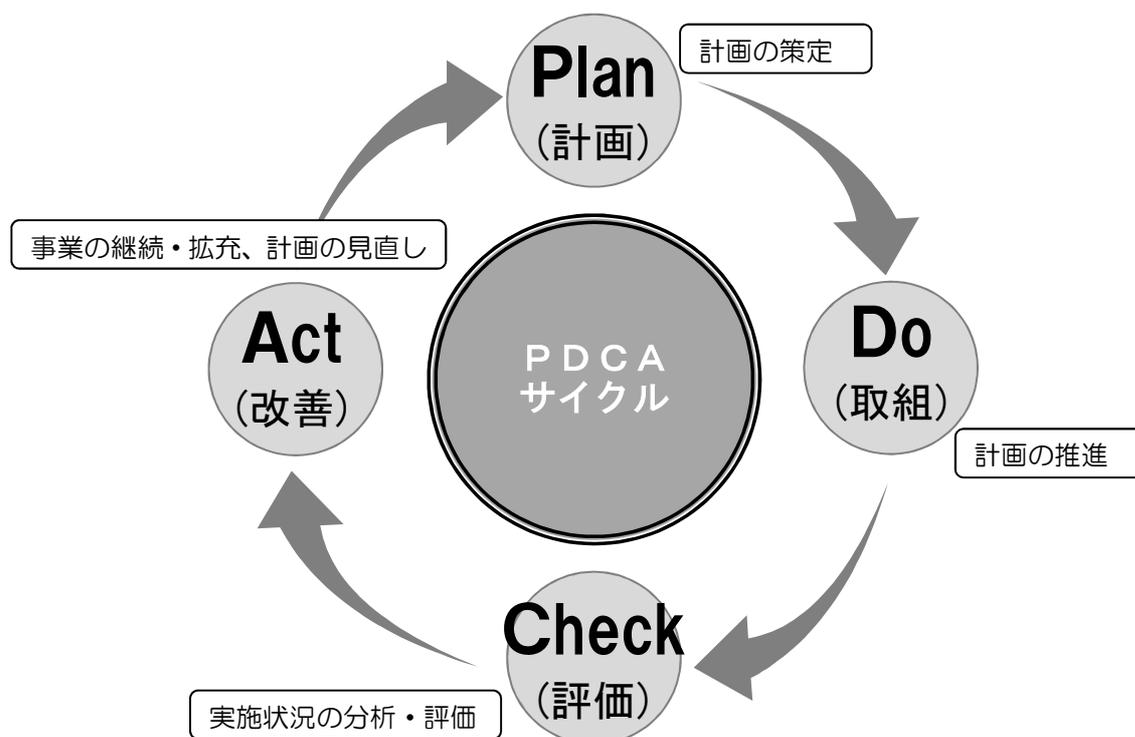
また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの市民、関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

6-2. 計画の実施状況の分析・評価

本計画（Plan）を達成するため、計画に基づく取り組み（Do）の実施状況を継続的に分析・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図る PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。

取り組みについて、計画の実施状況の課題等を整理し、「富津市子ども・子育て会議」等で意見を聞き、事業の推進を図ります。

なお、毎年度の計画の実施状況については、ホームページなどで公表します。



参 考 资 料

資料1. 計画策定の経過

期日	概要
平成 25 年 11 月 14 日	平成 25 年度第 1 回富津市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選出について ・子ども・子育て支援新制度の概要について ・ニーズ調査について ・ニーズ調査票（案）について
平成 25 年 12 月	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者、小学校 1・2 年生の保護者 対象
平成 26 年 3 月 20 日	第 2 回富津市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告について
平成 26 年 6 月 12 日	平成 26 年度第 1 回富津市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出について ・地域型保育事業の設備及び運営に関する基準案について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について ・富津市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書について ・量の見込みについて ・平成 26 年度のスケジュールについて
平成 26 年 6 月 25 日～ 7 月 22 日	パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の設備及び運営に関する基準案について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について
平成 26 年 8 月 11 日	第 2 回富津市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間認定における就労時間の下限設定について ・教育・保育の提供に係る区域の設定について ・地域子ども・子育て支援事業について ・パブリックコメントの結果について ・次世代育成支援行動計画について

期日	概要
平成 26 年 10 月 3 日	次世代育成支援行動計画庁内会議 ・次世代育成支援行動計画の今後について ・次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画へ承継する事業確認調査について
平成 26 年 10 月 21 日	第 3 回富津市子ども・子育て会議 ・保育の必要性の認定基準、優先利用の運用方針について ・公立保育所の定員について ・富津市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成 26 年 12 月 22 日	第 4 回富津市子ども・子育て会議 ・富津市子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成 27 年 2 月 16 日～ 3 月 9 日	パブリックコメント実施 ・富津市子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成 27 年 3 月 20 日	第 5 回富津市子ども・子育て会議 ・今後の子ども・子育て会議の進め方について ・パブリックコメントの結果について ・保育料について
平成 27 年 3 月	富津市子ども・子育て支援事業計画策定

資料2. 富津市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 25 日 条例第 14 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の4第3項の規定に基づき、富津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料3. 富津市子ども・子育て会議委員名簿

	委員区分	氏名	備考
1	子どもの保護者	富井 碧	市民公募
2	子どもの保護者	木下 照代	公立保育所保護者
3	子どもの保護者	井上 久吏子	私立保育園保護者
4	子どもの保護者	白井 まり子	私立幼稚園保護者
5	子どもの保護者	廣田 梓司	富津市PTA連絡協議会 副会長
6	事業主代表	相澤 靖司	新富工場協議会
7	労働者代表	渡邊 武雄	連合千葉 南総地域協議会 副議長
8	事業従事者	能城 美佐子	富津市立佐貴保育所長
9	事業従事者	○鈴木 眞廣	和光保育園長
10	事業従事者	君塚 善恵	明澄幼稚園 主任
11	事業従事者	岩瀬 志帆	認定こども園 みなと幼稚園 保育主任
12	事業従事者	岡村 京子	学童保育クラブ 青木遊輝塾 指導員
13	学識経験者	松倉 佳子	清和大学 短期大学部 講師
14	学識経験者	◎渡辺 務	富津市議会 教育福祉常任委員会委員長
15	学識経験者	菊地 定勝	富津市教育センター 所長

※ ◎は会長、○は副会長

(順不同・敬称略)

富津市子ども・子育て支援事業計画 I 期

～いいじゃないか！ふっつ～

平成 27 年 3 月

■編集・発行 富津市 健康福祉部子育て支援課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443

TEL : 0439-80-1256

FAX : 0439-80-1350
